

松江市告示第 241 号

松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) オンライン商談 インターネットを通じて相手先と行う商談をいう。</p> <p>(4) ソフトウェア等 <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（初期設定、カスタマイズ等を含む。）及び当該パッケージソフトウェアを稼働するための設備（パソコン、サーバー等）</u></p> <p><u>イ オンライン商談に必要な設備（マイク、カメラ等）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) ソフトウェア等</p> <p><u>設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（初期設定、カスタマイズ等を含む。）及び当該パッケージソフトウェアを稼働するための設備（パソコン、サーバー等）をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第3条 略</p>								
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">交付の率 又は金額</td> <td>別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象</td> </tr> </table>	略		交付の率 又は金額	別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">交付の率 又は金額</td> <td>別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象</td> </tr> </table>	略		交付の率 又は金額	別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象
略									
交付の率 又は金額	別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象								
略									
交付の率 又は金額	別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象								

	経費の欄に定める補助対象経費の額（複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額）の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>1年度1社当たり30万円</b> を上限とする。		経費の欄に定める補助対象経費の額（複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額）の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、 <b>1年度1社当たり20万円</b> を上限とする。
略		略	
終期	<b>令和4年3月31日</b>	終期	<b>令和3年3月31日</b>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。